

○ 年末調整手続の電子化に向けた取組

年末調整の際に従業員が作成して勤務先に提出する「保険料控除申告書」などの書類については、従業員から電子データにより提出を受けることが可能であり、これらの書類に添付していた保険会社等から送付されている「控除証明書等」についても電子化が進んでいます。

なお、税務当局では、控除証明書等データを利用して簡単に保険料控除申告書などの電子データを作成することができる「年末調整申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）」を提供していますので是非ご利用ください。

年末調整手続の電子化のメリット

（給与の支払者のメリット）

- ① 保険料控除や配偶者（特別）控除の控除額の検算が不要
- ② 控除証明書等のチェックが不要（従業員が控除証明書等データを利用した場合）
- ③ 年末調整関係書類の配付や保管コストの削減

（従業員のメリット）

- ① 控除証明書等の内容の転記・手計算が不要
- ② 各申告書の基本項目の入力は一度で可

おって、給与等の支払者が年末調整手続の電子化を行う際の要件であった税務署長の承認については、令和3年4月以降不要となっております。

年末調整に関する疑問は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp> 又は) をご覧いただくか、税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。

「税務職員ふたば」は、お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能（AI）を活用して自動でお答えします。土日・夜間でもご利用いただけます。

◇ パソコン及びスマホから（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>）

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。



○ ご存知ですか「税を考える週間」

11月11日から17日までは「税を考える週間」です。

「税を考える週間」は、国民生活に深い関わりを持っている税について、その意義（必要性）及び役割（用途）を分かりやすく説明することにより、国民の皆様の税に対する理解をより深めていただくために設けています。

今年のテーマは、「これからの社会に向かって」です。

なお、「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「これからの社会に向かって」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します。是非ご覧ください。

（<https://www.nta.go.jp> 又は)

○ 消費税の簡易課税制度を選択される方へ

これまで消費税の免税事業者であった個人事業者の方が、インボイス発行事業者として登録を受けた場合は、令和5年分の消費税の申告が必要となります。

なお、インボイス発行事業者に登録したことにより課税事業者となった場合で、令和5年分の消費税申告において簡易課税制度を選択される方は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を令和5年中（12月31日まで）に、納税地の所轄税務署長に提出することが必要となります。

ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、この適用をやめることはできません。

なお、簡易課税制度を選択していても、消費税の申告について簡易に計算できる経過措置（2割特例）を受けることができます。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）又は をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

○ 税務署でのご相談はご予約を

税務署での来署によるご相談は、事前のご予約をお願いします。

国税について来署による相談を希望される場合や相談内容により電話等での回答が困難な場合には、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいた上で、所轄の税務署においてご相談をお受けしております。

ご予約の際には、お名前・ご住所・相談内容等をお伺いいたします。

○ e-Taxのご利用について

e-Taxでは、税務署に出向くことなく、様々な手続きがご利用になれます。

（例）インターネットを利用して所得税、消費税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続、税金の納付（ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）対応のATMを利用した全ての税目）

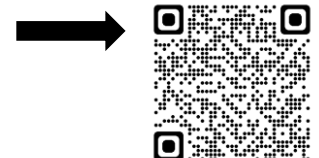
◇ 所得税等の確定申告をe-Taxで行う場合、生命保険料控除の証明書などは、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から5年間保存しておく必要があります。）。

◇ 自宅や税理士事務所からe-Taxで還付申告を行う場合、書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。

◇ e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと、書面請求の場合より手数料が安価です（電子ファイルでの交付のほか、書面での交付も請求できます。）。

また、スマートフォンやタブレット端末からでも納税証明書の交付請求が行えます（税務署窓口で受け取れます。）。

詳しくは、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）又は をご覧ください。パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。



○ キャッシュレス納付のご案内

国税庁では、納税環境の向上のため、多様な納税手続をご提供させていただいておりますが、納税者の皆さまの安全確保のためにも、「非対面」により納税手続が完結するキャッシュレス納付のご利用をお薦めしております。

この機会に、是非、キャッシュレス納付のご利用をお願いします。

納 税 手 続	概 要
ダイレクト納付	ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxによる簡単な操作で預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
振替納税	振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
インターネットバンキング等	インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
クレジットカード	「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります。
スマホアプリ納付	「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用可能なPay払いを選択して納付する方法です。※事前に残高へのチャージが必要です。

また、税務署窓口での納税は「9時から16時まで」のお手続きをお願いしております。

納税者の皆さまには、ご不便が生じないように、口座からの引き落としやインターネットを利用した納税など、窓口での納税以外の多様な納税手続をご提供しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。